

九重町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 8,705	千円 8,648,427	千円 688,469	千円 1,316,048	% 15.2	% 14.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

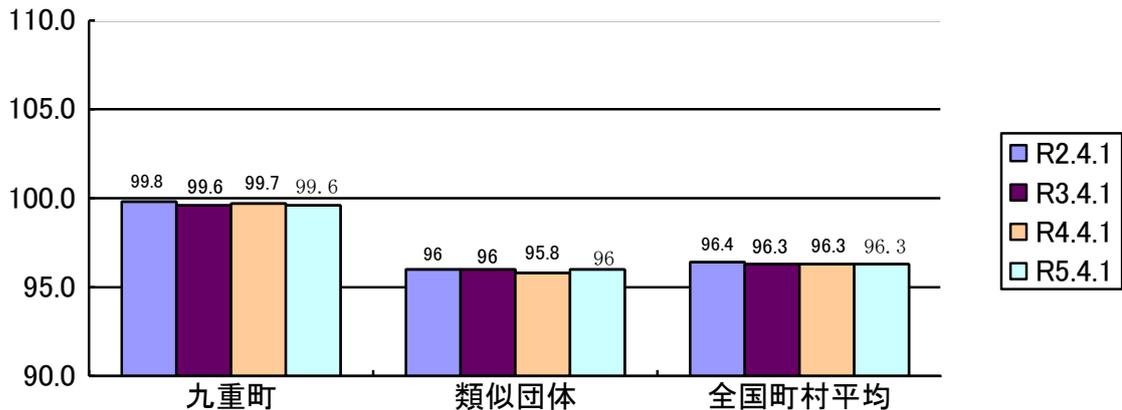
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 142	千円 456,082	千円 66,033	千円 185,697	千円 707,812	千円 4,985	千円 5,523

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4)給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	格差 A-B	勧告 (改定率)		
4年度	円 352,994	円 351,630	1,364円 (0.39%)	% 0.39	% 0.39	% 0.3

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数B	格差 A-B	勧告 (改定月数)		
4年度	月 4.38	月 4.30	月 0.08	月 0.10	月 4.4	月 4.4

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われ賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むこととされている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容)基本的に国・県と同様の内容で実施している。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 該当地域ではない
(実施時期) 該当地域ではない

③その他の見直し内容

見直していない。

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
九重町	39.1歳	305,882円	384,793円	328,371円
大分県	41.6歳	313,647円	383,318円	338,749円
国	42.4歳	322,478円	404,015円	—円
類似団体	41.1歳	298,110円	357,065円	328,615円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
九重町	51.1歳	3人	355,400円	373,433円	362,733円	—	—	—	—
うち給食調理員	51.1歳	3人	355,400円	373,433円	362,733円	—	—	—	—
大分県	53.1歳	162人	319,997円	357,337円	335,185円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	51.6歳	—人	277,471円	304,422円	292,093円	—	—	—	—

区分	参考		
	年取ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
九重町	—	—	—
うち給食調理員	5,903,398円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2年～4年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年取ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
九重町	34.3歳	282,111円	326,135円
大分県	43.9歳	353,213円	391,070円
類似団体	39.5歳	275,140円	307,417円

(注) 1 「平均給料月額」とは、5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		九重町	大分県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	192,000円	185,200円
	高校卒	154,600円	159,200円	154,600円
技能労務職	高校卒	154,600円	157,100円	-
	中学卒	- 円	- 円	-
教育職	大学卒	185,200円	214,500円	-
	高校卒	154,600	- 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和5年4月1日現在)

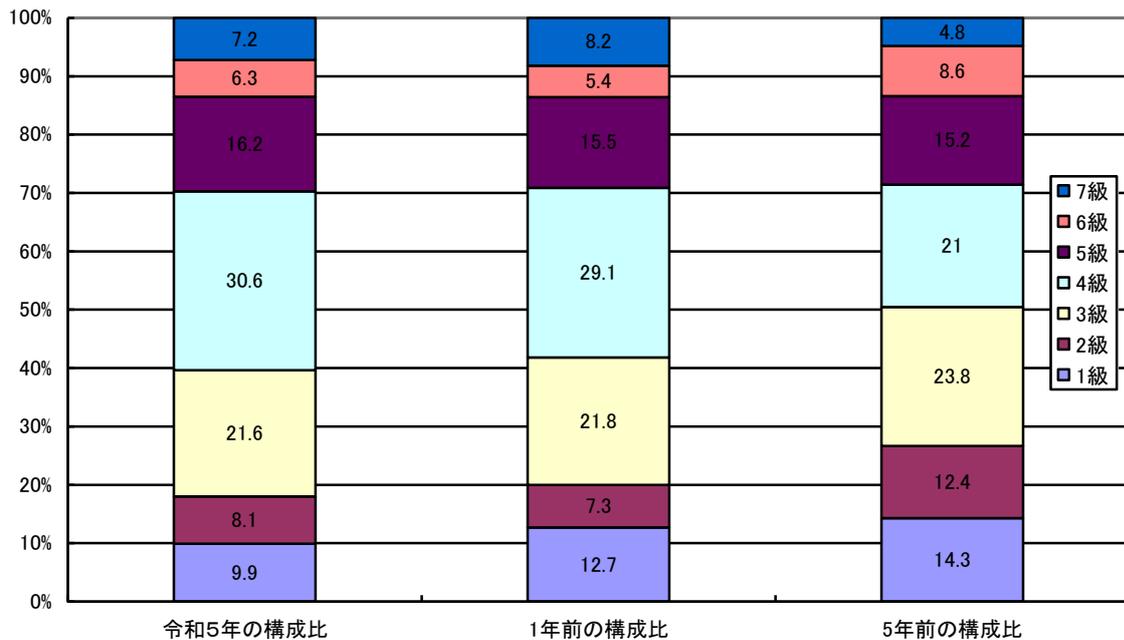
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,350 円	309,067 円	352,600 円	391,872 円
	高校卒	239,000 円	271,200 円	327,900 円	- 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

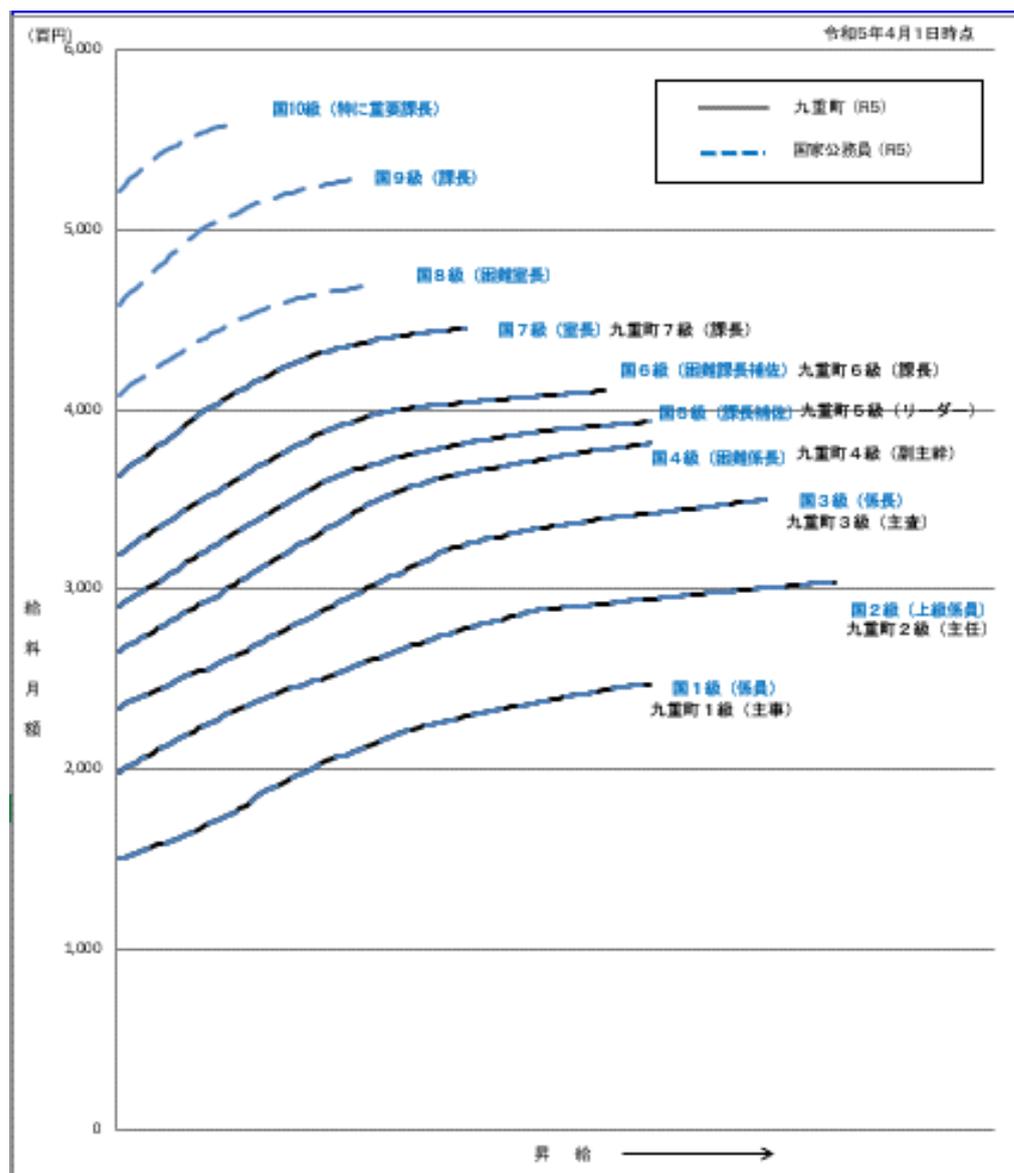
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	事務員、技術員、主事、技師、保健師、保育教諭、保育士、獣医、栄養士、看護師及び教諭の職務又はこれに相当する職務	11 人	9.9 %	150,100	247,600
2 級	主任並びに高度の業務を分掌する保健師、保育教諭、保育士、獣医、栄養士、看護師及び教諭の職務又はこれに相当する職務	9 人	8.1 %	198,500	304,200
3 級	主査、主任保健師、主幹保育教諭、主任保育士、主任獣医、主任栄養士、主任看護師及び主任教諭の職務又はこれに相当する職務	24 人	21.6 %	234,400	350,000
4 級	リーダー、副主幹並びに高度の業務を分掌する主任保健師、主幹保育教諭、主任保育士、主任獣医、主任栄養士、主任看護師及び主任教諭の職務又はこれに相当する職務	34 人	30.6 %	266,000	381,000
5 級	困難な業務を分掌するリーダー、園長及び主幹の職務又はこれに相当する職務	18 人	16.2 %	290,700	393,000
6 級	会計管理者、課長、室長、局長、館長、所長及び参事並びに困難な業務を分掌する園長及び主幹の職務又はこれに相当する職務	7 人	6.3 %	319,200	410,200
7 級	困難な業務を所掌する課長、室長、局長、館長、所長及び参事の職務	8 人	7.2 %	362,900	444,900

- (注)1 九重町の規則に基づく級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への勤務成績の活用状況(一般行政職)(九重町)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和7年4月		令和7年4月	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

九重町	大分県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,383千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,561千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 成績率	昇給実績が 成績率	昇給可能な 成績率	昇給実績が ある成績率
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和7年4月		令和7年4月	

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

九重町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額 1,567千円 23,276千円					

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(5年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当(5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		0%		
手当の種類(手当数)		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
町税の賦課徴収事務	税務職員	税の賦課 税の徴収	0千円	月額 1,500円 月額 2,000円
伝染病防疫作業事務		防疫作業	0千円	日額 1,000円
家畜診療に従事する事務	獣医師	家畜診療	0千円	月額 20,000円
保健予防に従事する事務	保健師	結核患者等予防指	0千円	月額 1,500円
行旅死亡人の遺体収容		遺体収容	0千円	1死体 5,000円

(注)特殊勤務手当については、令和6年3月31日まで一部を除き支給を凍結している。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	22,816千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	237千円
支給実績(令和3年度決算)	22,833千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	254千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給。 配偶者6,500円 子 10,000円	同じ		15,012千円	263,368円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給。 (27,000円上限)	異なる	上限額等を国より低く設定	12,574千円	306,683円
通勤手当	交通機関、交通用具利用者に対して支給。 (2,100~55,000円)	異なる	1kmごと	8,803千円	75,888円
管理職手当	課長(7級) 41,000円 課長(6級) 38,000円 参事 34,000円 園長 27,000円	異なる	金額対象者	6,828千円	379,333円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が休日等において、臨時又は緊急の業務のため勤務した場合に支給。 (3,000円~12,000円)	異なる	金額	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況(5年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額 等	
給 料	町 長	720,000円 (- 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 860,000円 / 518,500円	
	副 町 長	585,000円 (- 円)	700,000円 / 456,000円	
報 酬	議 長	301,000円 (- 円)	400,000円 / 230,000円	
	副 議 長	260,000円 (- 円)	314,000円 / 182,000円	
	議 員	250,000円 (- 円)	290,000円 / 165,000円	
期 末 手 当	町 長	(令和4年度支給割合)		
	副 町 長	2.4月分		
退 職 手 当	議 長	(令和4年度支給割合)		
	副 議 長	2.4月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	720,000円×在職年数×500/100	14,400,000円	任期毎
	備 考	585,000円×在職年数×290/100	6,786,000円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

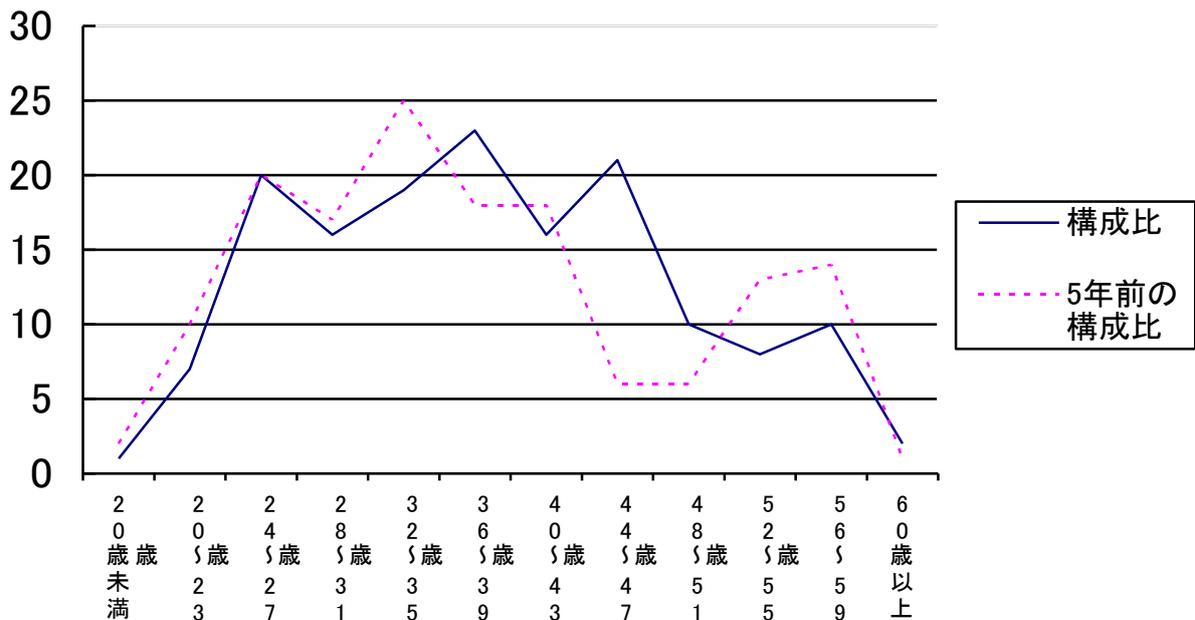
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通 会計 部門	一般行政部門	議会・総務	35人	33人	△2人	
		税務	13人	13人	0人	
		福祉	30人	34人	4人	
		経済	25人	25人	0人	
		土木	12人	12人	0人	
	計	113人	115人	2人	<参考> 人口1万人当たり職員数 134.41人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 168.75人)	
	教育部門	28人	28人	0人		
	消防部門	0人	0人	0人		
	小計	143人	143人	0人	<参考> 人口1万人当たり職員数 164.27人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 141.38人)	
公営 会計 企業等	水道 その他	水道	2人	2人	0人	
		その他	8人	8人	0人	
	小計	10人	10人	0人		
合計			153人 [216]	153人 [216]	0人	<参考> 人口1万人当たり職員数 175.76人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	7人	20人	16人	19人	23人	16人	21人	10人	8人	10人	2人	153人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年 度	平成 30 年	令和元年	2 年	3 年	4 年	5 年	過去5年間の 増減数 (率)
	一般行政		114	112	111	113	115	
教育		25	27	28	28	28	26	1(4.00%)
普通会計等		139	139	139	141	143	143	4(2.61%)
公営企業等会計		11	11	11	11	10	10	-1(-9.09%)
総合計		150	150	150	152	153	153	3(2.00%)

(注) 各年における定年管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
4年度	千円	千円 24,160	千円 11,941	% 24.8	% 23.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/ A	(参考)町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 2	千円 6,379	千円 1,176	千円 2,519	千円 10,174	千円 5,087	千円 6,018

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(4年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
九重町	33.0歳	270,950円	411,864円
団体平均	45.7歳	335,310円	500,619円
事業者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

九重町	団体平均
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,260千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,438千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(5年4月1日現在)

九重町	団体平均
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	
最高限度 47.709月分 47.709月分	
その他の加算措置	
(退職時特別昇給 なし)	
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円	

ウ 地域手当(5年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当(5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)				0千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)				0円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)				0%
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する 支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	920千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	460千円
支給実績(令和3年度決算)	260千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	130千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)

カ その他手当(5年4月1日)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給。 配偶者6,500円 子10,000円		同じ		0千円	0円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給。(27,000円上限)		異なる	上限額等を国より低く設定	174千円	87,000円
通勤手当	交通機関、交通用具利用者に対して支給。 (2,100~55,000円)		異なる	1kmごと	82千円	41,000円
管理職手当	課長(7級)	41,000円	異なる	金額対象者	0千円	0円
	課長(6級)	38,000円				
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が休日等において、臨時又は緊急の業務のため勤務した場合に支給。 (3,000円~12,000円)		異なる	金額	0千円	0円